

「本庄早稲田の杜づくり」について ～ 孫子の代まで引き継げるまちづくり ～

本庄市役所
市街地整備課

上越新幹線「本庄早稲田駅」

○ 本庄早稲田駅建設事業

「東京駅まで50分」

① 誘致の歴史と建設の経緯

昭和44年5月 新全国総合開発計画が閣議決定される。(全国新幹線鉄道構想網)

46年 新駅設置について国鉄及び関係省庁に要望を行う。

49年3月 「本庄市総合振興計画基本構想」に新駅設置要望を盛り込む。

57年11月 上越新幹線が開業する。(大宮駅～新潟駅)

平成元年4月 上越新幹線本庄駅設置促進期成同盟会が設立される。

3年6月 本庄市議会に「新幹線新駅設置促進対策特別委員会」を設置する。

5年8月 本庄地方拠点都市地域が県知事の指定を受ける。

7年3月 本庄地方拠点都市地域基本計画が県知事から承認。一市三町
本庄市総合都市交通基盤整備基金条例の制定。

10年1月 上越新幹線新本庄駅設置推進研究会が発足する。
(民間レベルでの新駅設置運動)

10年12月 新駅設置等に関する基本覚書を締結する。(埼玉県、本庄市及びJR東日本)

- ・平成16年開業目標

- ・構造一相対式2面4線

- ・駅名は県と市の意向を聞いたうえでJRが決定する

13年1月 新駅工事施行協定を締結する。(本庄市とJR東日本)

8月 新駅工事起工式

10月 上越新幹線本庄新駅設置募金活動協議会が設立される。
(民間募金活動組織)

15年5月 新駅名「本庄早稲田駅」が発表される。

16年3月13日 本庄早稲田駅開業

17年2月 最終精算額 115億2,686万円(123億円に対し、7億7,314万円の減)

3月 全ての工事が完了する。

② 本庄早稲田駅の概要

○位置：上越新幹線熊谷・高崎間 大宮起点57.7km付近

	約36.6km	約21.1km	約19.6km	
大宮駅	熊谷駅	本庄早稲田駅	高崎駅	
(0)	(36.6)	(57.7)	(77.3)	

○構造：相対式2面4線

ホーム長 16両対応の410m

ホーム幅 5m (階段拡幅部約6.5m)

○駅舎：軌道高架下 (面積約1,370㎡)

階段2か所、エレベーター2基、エスカレーター4基
改札口1か所 (自動改札口4通路)

③ 建設費等

○総額：115億2,686万円 (計画事業費：123億円)

○負担内訳

・埼玉県=40億3,674万円

・本庄市=41億3,670万円

・拠点地域町村=19億2,514万円

※美里町・児玉町・神川町・神泉村・上里町・岡部町

・募金 = 14億2,828万円 (周辺企業、市民、職員など)

④ 駅名の決定について

○決定方法：一般公募のうえ、候補を5つに絞り、(株)JR東日本へ提案、決定

○募集者：本庄地方拠点都市地域整備推進協議会
(本庄市長が会長、他市町村長が副会長)

○応募件数：1,826通 (応募期間：平成15年2月1日～28日)

⑤ 発着便数等

上下線あわせて55本

・始発(上り) 6時26分

・終電(下り) 23時49分

・運行間隔 通勤通学時間帯 1時間に3本ほど
日中 1時間に1本ほど

⑥ 乗降客数等（1日当たり）

開業当初（平成16年3月）

約2,000人/日

平成19年度 4,430人/日 平成24年度 4,122人/日

平成20年度 4,362人/日 平成25年度 4,304人/日

平成21年度 4,066人/日 平成26年度 4,226人/日

平成22年度 4,020人/日 平成27年度 4,288人/日

平成23年度 3,906人/日

※出典：JR東日本HP

定期券も新

⑦ 本庄早稲田駅暫定無料駐車場

駅周辺は開業当時、土地区画整理事業が予定されていたため、駅関連施設（駅前広場、駅アクセス道路、駐車場など）は暫定的に整備した施設である。

駅駐車場については、新駅を多くの方に知ってもらい、実際に利用してもらうためにも使いやすい環境を整えることが重要であると考え、駐車台数約1,000台分の暫定無料駐車場を設置したものである。

現在は、地権者による土地活用の一環として、主に駅北口周辺に「民間有料駐車場」が設置され、駅利用者等に対するサービスが行われている。これまで駅開業以来設置してきた暫定無料駐車場は、土地区画整理事業の進捗により、約1,000台分を確保しつつ、段階的に事業区域外に移設し、平成23年8月をもって全て閉鎖した。

誘致実現の背景

(1) 地方拠点都市地域の指定

- ① 平成5年8月、本庄市、児玉郡美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町及び大里郡岡部町の1市5町1村は「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（地方拠点法）により「本庄地方拠点都市地域」として、埼玉県知事より指定を受ける。

※市町村合併により、平成18年1月に変更

平成18年1月 1日 神川町と神泉村が合併し「神川町」

平成18年1月10日 本庄市と児玉町が合併し「本庄市」

変更前 本庄市、児玉郡美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町
及び大里郡岡部町の1市5町1村

変更後 本庄市、児玉郡美里町、神川町及び上里町の1市3町

- ② 平成7年3月、関係する6省庁（国土庁、農林水産省、通商産業省、郵政省、建設省、自治省）との協議を経て、「本庄地方拠点都市地域基本計画」が埼玉県知事から承認される。

具体的には、将来像を「本庄科学田園都市（本庄テクノガーデンシティ）」とし、恵まれた地域の資源を活用し、「職・住・遊・学」の機能を備えた、魅力ある活力のみなぎるまちづくりを目指すもので、中でも新幹線新駅の設置は欠くことのできない計画となった。

- ③ 拠点地区の概要（9地区）

本庄市 本庄産業業務拠点地区（36ha）
北泉地区（118ha）
早稲田リサーチパーク地区（65ha）
本庄駅北口地区（40ha）
児玉駅周辺地区（20ha）
上里町 神保原駅周辺地区（94ha）
美里町 美里町北部地区（63ha）
神川町 丹荘駅周辺地区（45ha）
神泉レクリエーション拠点地区（40ha）

- * 拠点基本計画における9つの「拠点地区」のうち、本庄早稲田駅周辺の「北泉地区」、「本庄産業業務拠点地区」及び「早稲田リサーチパーク地区」の3地区をあわせて「本庄新都心地区」と呼び、本庄地方拠点都市地域の中核をなす地区として先導的に整備を進めている。

（2）請願駅の実現と積極的な誘致活動

昭和60年の東北新幹線「新花巻駅」、「水沢江刺駅」や昭和63年の東海道新幹線「新富士駅」、「掛川駅」、「三河安城駅」などの請願駅開業により、改めて積極的な新駅誘致活動の促進を児玉郡内の美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町の4町1村の理解を得ておこなった。

本庄新都心土地区画整理事業

① 事業の目的

研究、人材育成機能を集積する早稲田リサーチパーク地区との連携のもと、研究、開発、交流機能を中心とする産業業務機能の集積を図る地区や職住近接の「住」としての役割を担う地区を土地区画整理事業により整備を行い、ゆとりと魅力ある新都心の形成を図るものとする。

② 事業概要（当初計画）

・都市計画決定	平成15年3月28日
・区域面積	153.8ha
・事業手法	土地区画整理事業
・計画事業費	317億円
・公共減歩率	18.91%
・保留地減歩率	19.68%
・合算減歩率	38.59%
・計画人口	6,400人
・計画戸数	2,280戸
・地区内人口	883人

③ 事業の経緯

平成6~7年度	新都心開発基本計画の検討委員会調査実施
平成8~9年度	地域振興整備公団、埼玉県及び本庄市による共同調査実施
平成8年12月	本庄新都心地区整備推進地権者協議会 発足
平成10年度	地域振興整備公団が事業計画調査を実施
平成13年12月	埼玉県と本庄市が地域振興整備公団への事業要請
平成15年3月	本庄新都心地区の都市計画決定（市街化区域編入、土地区画整理事業、都市計画道路、用途地域）
6月	事業実施基本計画の大臣認可（公団が事業予定者となる）
7月	地域振興整備公団本庄都市開発事務所開設（現地事務所）
平成16年7月	地域振興整備公団が独立行政法人都市再生機構に移行
8月	都市再生機構から埼玉県と本庄市に対し、機構施行区域の規模縮小等の再検討の協議申し出がされる。

- 平成 17 年 8 月 本庄新都心地区（約 154ha）は、都市再生機構が施行する区域（約 64.6ha）と本庄市が施行を予定する区域（東富田久下塚地区、新田原本田地区、栗崎地区）に分割し整備 を行っていくこととなる。
- 平成 17 年 11 月 新都心地区の整備区域（4地区）に「まちづくり協議会」発足
- 平成 18 年 3 月 都市再生機構が本庄早稲田駅周辺土地地区画整理事業（約 65ha）の事業認可申請を行う。
- 9 月 6 日 本庄早稲田駅周辺土地地区画整理事業の大臣認可（施行規程及び事業計画）。工事着手。

- ④ 先行整備区域（平成 18 年 9 月 6 日事業認可）*平25年度32-*
- 事業の名称 本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地地区画整理事業
 - 施 行 者 独立行政法人 都市再生機構
 - 地区面積 約 64.6 ha
 - 地権者数等 約 220 人、家屋数 36 戸
 - 計画人口等 計画人口 約 2,200 人 計画戸数 約 800 戸
 - 事業期間 平成 18 年度～平成 30 年度（平成 25 年度末換地処分予定）
 - 平均減歩率 約 43% *60% 補償 39% 補償*
 - 概算事業費 約 145 億 5000 万円（第 4 回変更済）
 - 特色 駅周辺に大規模街区（共同利用・申出街区 7.9ha）を設定。
⇒申し出換地により、土地の集約化を図り、地区の核となる施設（ベイシアゲート）を誘致。
 - 進捗状況
 - ・平成 18 年の事業認可の後、同年秋から工事に着手。
 - ・平成 19 年度には、換地設計実施。
 - ・平成 20 年度には、仮換地供覧、一部仮換地指定。
 - ・平成 21 年度には、一部仮換地指定、一部供用開始。
また、駅南口前にホームセンター業界トップクラスの「株カインズ」本社の誘致に成功。
 - ・平成 22 年度には、「本庄早稲田の杜まちびらき」を開催。保留地販売開始。
 - ・平成 23 年度には、駅周辺の民間による土地利用が本格的に開始。引き続き、道路築造や宅盤整備等の基盤整備、保留地販売をおこなう。

大型商業施設の誘致
共同利用申出街区
7.9ha

- ・平成24年度には、「㈱カインズ」、「本庄ガス㈱」の本社が稼働。保留地販売を引き続き行う。
- ・平成25年度「ベイシアゲート本庄早稲田」が完成。換地処分公告により土地区画整理事業が実質的終了。
- ・平成26年度「埼玉ひびきの農業協同組合」の新本店が完成。

⑤ 「本庄早稲田の杜づくり」

現在、「本庄新都心地区」及び「早稲田リサーチパーク地区」を範囲とする約220haを「本庄早稲田の杜づくり」と称し、地区の魅力発信による企業・住宅・公益施設の立地促進を図るため全国にPRしている。

⑥ 今後に向けて

- エリアマネジメント (=まみちみがき活動)
 - ・ 公共施設完成後の維持管理 (地元住民を交えた管理方法)
 - ・ 公募市民による「まちづくり活動勉強会」を結成 15% (FB)
今後のエリアマネジメントについて協議中。
 - ・ 今後目指すまちの姿を官民それぞれ共有の上、具体的な活動を開始。
「できることからはじめよう」
マンパワーと活動資金の確保が課題。
- 3地区 (事業化に至っていない区域)
 - ・ 地区の名称 東富田久下塚地区 (25ha)
新田原本田地区 (28ha)
栗崎地区 (33ha)
 - ・ 現状 各地区にまちづくり協議会を設置。
土地区画整理事業以外の手法によるまちづくりを進めるため、地区計画等の策定準備中。

以上

計画2500人
H28870人

2ha 1人
" 情報発信
" 管理



まごこ
～孫子の代まで引き継げるまちをめざして～

もり 本庄早稲田の杜づくり

泉硯川調整池
(ビートワ型)
木材の生産
1～8月



本庄市役所 拠点整備推進局
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3 TEL. 0495-25-1111 (代表)
<http://www.city.honjo.lg.jp/>

まごこ
～孫子の代まで引き継げるまちをめざして～

もり 本庄早稲田の杜づくり



まごこ
～孫子の代まで引き継げるまちを目指して～

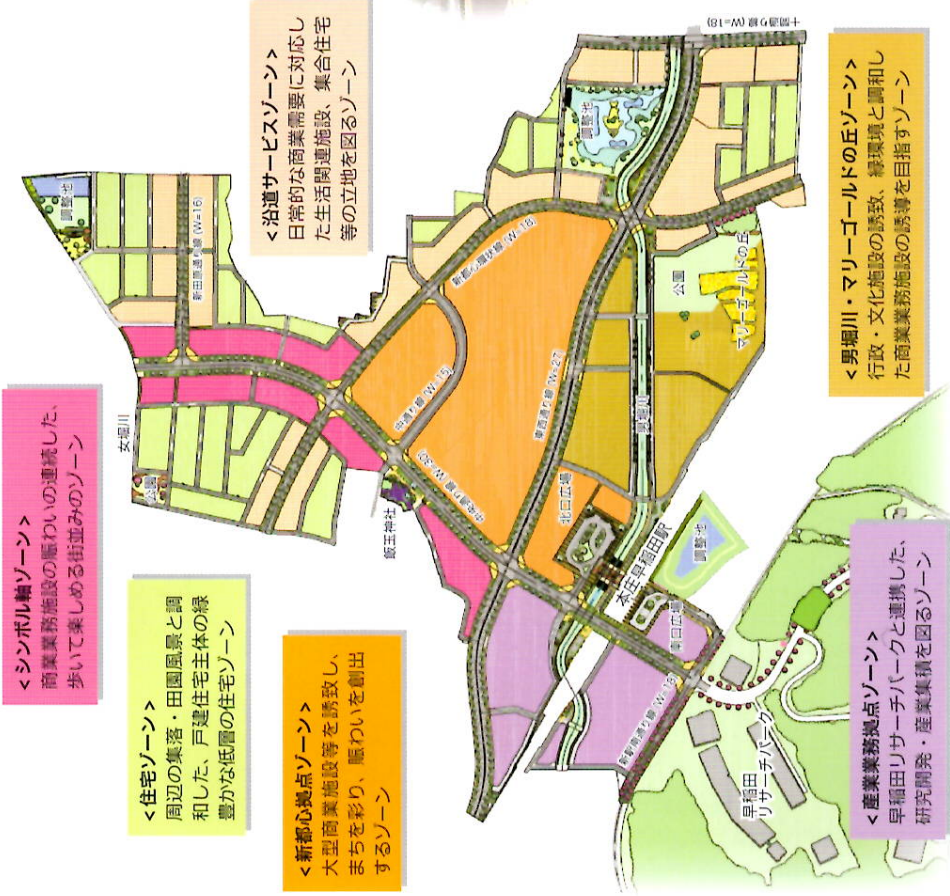
もい

本庄早稲用の街づくり



現地航空図

地区の整備イメージ



整備イメージ図

中央通り線から早稲田リサーチパークを望むイメージ図

本庄早稲田駅南口広場イメージ図

本庄早稲田駅北口広場イメージ図



本庄早稲田駅



早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター



インキュベーション・オフィスカンパス本庄早稲田



国際情報通信研究センター・理工学総合研究センター・本庄研究棟



早稲田大学芸術科学センター



早稲田大学本庄高等学院

まごこ
～孫子の代まで引き継げるまちを目指して～

本庄早稲田

本庄市は、埼玉県西北部で首都圏 80 km に位置し、上越新幹線、関越自動車道をはじめJR高崎線、JR八高線、国道 17 号などが東京と上越、北陸地方を結ぶ北関東の玄関口にあたる地域です。本市では、自然と心のふれあい、安全と安心の提供、地域の活性化と満足度の高いサービスの提供、人材育成と協働の推進、交流の継承と魅力の充実をまちづくりの基本理念としています。

現在、上越新幹線“本庄早稲田駅”を中心とした、早稲田大学本庄キャンパスを含む早稲田リサーチパーク地区や、新たなまちづくりが行われている本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業を包含するエリアを、本庄市の新たな拠点地域とし、本庄市として、

- 新たな顔としてのまちづくり
- 豊かな自然環境と調和したまちづくり
- ユニバーサルデザインのまちづくり

の3つをコンセプトとする『本庄早稲田の杜づくり～孫子の代まで引き継げるまちを目指して～』と称し、「杜づくりは、人づくり」をモットーに、市民、民間事業者、行政機関が協働してまちづくりを推進していきます。

新たな顔
としての
まちづくり

豊かな
自然環境
と調和した
まちづくり

ユニバーサル
デザインの
まちづくり

「杜（もり）づくり」とは……！？

「杜」とは、元来、山野に自生する落葉果樹を意味しますが、広義では「鎮守の杜」などと使われ、そのまちに暮らす人々が協力し合い、長い年月をかけて育む緑を意味します。

「本庄早稲田の杜づくり」とは、緑濃い大久保山や豊かな田園風景など、自然環境に恵まれたここ本庄の地に、環境と調和した新たな市街地が築けるよう、市民、民間事業者、行政機関が一緒になってこれに取り組み、“まち”を育んでいくことを意味します。

もり

の杜づくり

◎新たな顔としてのまちづくり

本庄の歴史を振り返れば、古くは鎌倉街道、中山道、利根川の河岸など、交通の要衝として栄えてきました。現在では、JR上越新幹線本庄早稲田駅をはじめ、関越自動車道本庄児玉ICがあり、今後、首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の開通、国道17号バイパス（本庄道路）なども含め、更なる交通の要衝となり得る地域です。これらのポテンシャルを活かし、早稲田大学との連携も深めながら、産業・業務の誘致を進め新たな本庄の顔としてのまちづくりを進めます。

◎豊かな自然環境と調和したまちづくり



地球温暖化が懸念されている現在、豊かな森林が残る早稲田大学の本庄キャンパスのある大久保山や美しい田園風景が広がる地域であり、これらの環境や景観と融合することはもとより、民間の知恵や技術を活かした、次世代をリードする環境調和型のまちづくりを推進します。

◎ユニバーサルデザインのまちづくり

障害を克服し、盲目の国学者として、日本の宝である群書類従を編纂した埴保己一を輩出した地域として、障害のある人々や子どもたち、高齢者なども含め、安全で安心な生活が送れるよう「いつでも誰でも」をキーワードとしたユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。



早稲田大学
総長 埴保己一像

早稲田リサーチパーク地区

早稲田大学の「本庄早稲田駅」南側の緑豊かな早稲田リサーチパーク地区では、科学技術を先導する研究・開発・交流の拠点づくりを目指し、早稲田大学の教育・研究施設の活用を図るとともに、研究施設や交流施設の整備を進め、本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業などと一体となった地域形成づくりを推進しています。当地区には、「早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター」や「インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田」の創造を支え、成長する施設が開設されています。

これらの知的財産を活かし、「産・学・公・地域」の連携による学術研究都市づくりの推進を図ることを目的に、財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構が設立され、新産業・新技術の創出を一貫支援する事業プロデュース、次世代地域づくりに向けた“知の協働”のプロデュースなど、成果のクオリティを重視したプロジェクトマネジメントを行っています。



PCを使って映像で遊ぶ



企業セミナー



里山塾



早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター
& インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田

本地域の7つの高校の生徒と首長とがまちづくりについて語り合う「セブンスハイスクールサミット2008in本庄」

本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業

本庄地方拠点都市地域の先導的地区として、「本庄早稲田駅」周辺の約65haを先行整備地区として位置づけ、独立行政法人都市再生機構が施行者となり整備を進めている事業です。この事業では、市民参加によるワークショップの開催などにより、地域と連携した人と環境にやさしいまちづくりを目指しています。本事業により鉄道・道路の結節機能を高め、「本庄早稲田駅」を中心に商業・業務用地、産業用地を配置し、その周辺に住宅用地を配置します。



中央通り線イメージ図



ワークショップ風景



男堀川調整池イメージ図



JR主催による「植樹祭」(マリーゴールドの丘)



本庄市の歩み

豊かな自然環境に恵まれたこの地が“本庄”と呼ばれるようになったのは、室町時代のことです。江戸時代に入ると中山道が整備され中山道最大の宿場町となり、明治時代に入ると繭の一大集散地として発展し“日本一の繭のまち”と呼ばれるままでに変容しました。

平成18年1月10日に旧本庄市、旧児玉町が合併し、現在の本庄市となり、人口8万3千人の都市となりました。本地域はJR高崎線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉ICや国道17号、254号、462号など主要道が縦横に走り、平成16年3月には上越新幹線本庄児玉ICが開業。東京駅まで約50分に短縮され、都心と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。

また、歴史的人物としては、盲目の国学者・堀保己一が本庄市で生まれました。保己一は、7歳の時に病で視力を失い、15歳で江戸に出て賀茂真淵らに国学を学び、幕府保護のもとに江戸番町に和学講談所をたて、多くの門人を養成しました。さらに、「群書類徒」という一大叢書を完成させるといふ日本史上類い稀なる偉人としてその名を残しています。

本庄地方拠点都市地域

現在の本庄市、美里町、神川町、上里町の1市3町は、平成5年8月に地方拠点法により「本庄地方拠点都市地域」として指定され、平成7年3月に基本計画が承認されました。本地域では、環境など新たな産業や都市機能を集積するとともに、豊かな自然環境を活かした特色ある地域づくりを推進し、「職・住・遊・学」の機能を備えた魅力ある拠点都市地域の形成を図ることを目指しています。

このため本地域が目指す将来像を「彩の国本庄科学田園都市(本庄テックノガーデンシティ)」とし、科学技術革新を先導する国際的な拠点づくり、魅力と活力ある地域活動を支える都市基盤の整った地域づくり、豊かな文化・自然を活かした定住環境を備えた地域づくり、人口減少・高齢化・少子化に対応した持続可能な地域づくりを目標と定め、地域整備を推進しています。



本庄早稲田駅



関越自動車道本庄児玉IC



本庄市の位置



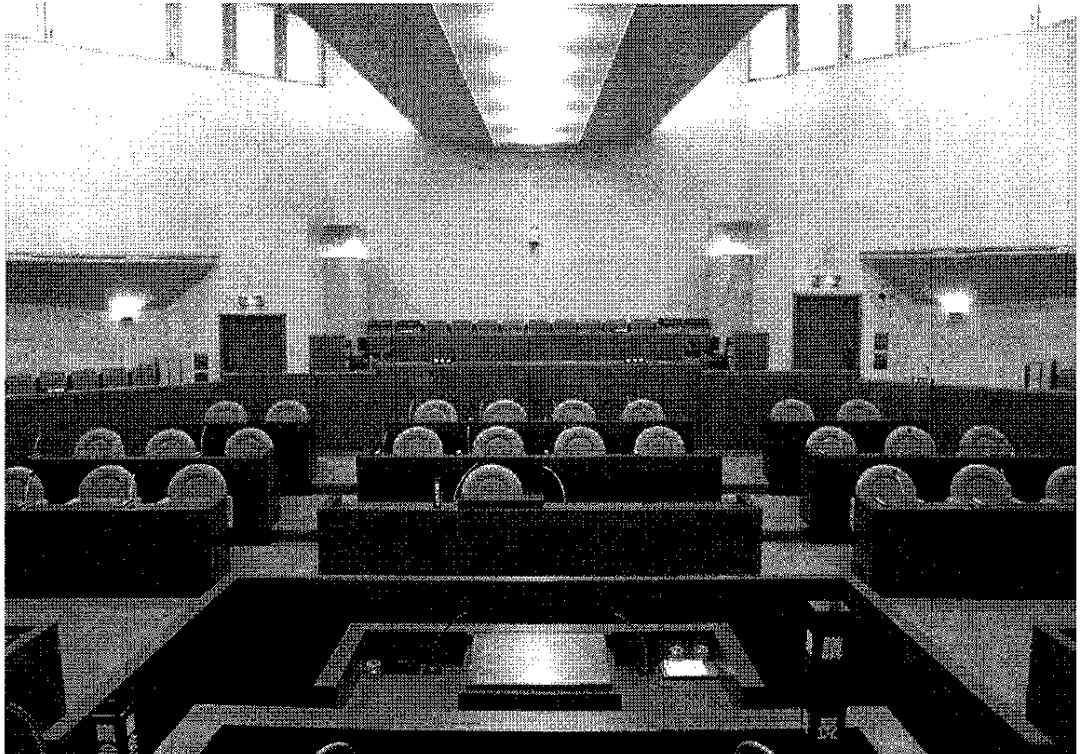
本庄早稲田の杜の位置

※鉄道利用による概ねの所要時間を示しています。



本庄市政概要

【平成28年度】



本庄市議会事務局

目 次

1	市の沿革	1
2	本庄市の位置・面積・人口	1～2
3	本庄市総合振興計画	2
4	非核平和都市宣言	2
5	議会関係	
	(1) 歴代議長・副議長	3
	(2) 議員	
	1) 議員定数	3
	2) 議員名簿	3～4
	3) 各委員会委員	4
	4) 議会選出役職一覧表	5
	(3) 会派別・政党別内訳	6
	(4) 年齢別議員数	6
	(5) 当選回数別議員数	6
	(6) 各委員会等	
	1) 常任委員会の名称・委員定数・所管	6
	2) 議会運営委員会	6
	3) 特別委員会	6
	4) 全員協議会	6
	(7) 会議状況	7
	(8) 議員報酬	7
	(9) 期末手当	7
	(10) 旅費及び費用弁償	7
	(11) 政務活動費	7
	(12) 議会事務局機構	8
	(13) 市議会発行の刊行物	8
	(14) 議会費当初予算	8
	(15) 議会関係例規（抜粋）	9～16
6	市政関係	
	(1) 歴代市長・副市長	17
	(2) 人口と世帯数の推移	17
	(3) 平成28年度一般会計当初予算	
	1) 歳入款別	18
	2) 歳出款別	18

3) 歳入款項別内訳	19
4) 歳出款項別内訳	20
5) 歳出性質別	21
6) 財源別分析	21
(4) 平成28年度特別会計当初予算	22
(5) 平成28年度企業事業会計当初予算	22
(6) 市長・副市長・教育長の給料	23
(7) 職員条例定数及び実数	23
(8) 課別職員実数	23～24
(9) 行政組織図	25～26

- 1 市の沿革
- 2 本庄市の位置・面積・人口
- 3 本庄市総合振興計画
- 4 非核平和都市宣言

1 市の沿革

本庄市の歴史は古く、奈良時代前後に児玉郡が設置され、現在の市域はこの児玉郡の大半を占めています。古代末期になると、児玉庄という荘(庄)園が成立しました。また武蔵武士団の一つの児玉党が出現します。

児玉地域では、地域内に鎌倉街道が通り、戦国時代には文明年間頃に山内上杉氏が雉岡城を築城したと言われ、本庄地域では弘治2年(1556年)に、本庄宮内少輔実忠が本庄城を築きました。江戸時代になると中山道が整備され、街道では最大の宿場町となりました。

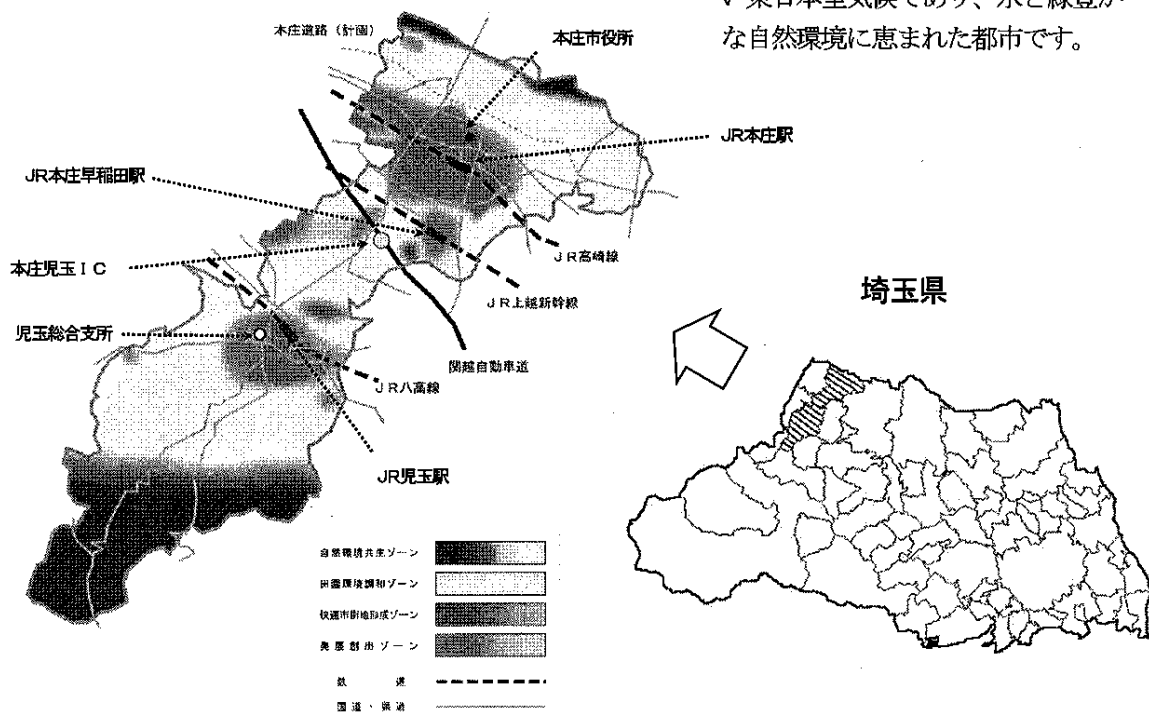
明治22年(1889年)、町村制の施行により本庄地域では、本庄宿が「児玉郡本庄町」となり、児玉地域でも「児玉郡児玉町」が誕生しました。

昭和29年7月には、本庄町と周辺の藤田・仁手・旭・北泉村が合併し「本庄市」となり、また、昭和30年3月には、児玉町と周辺の金屋・秋平・本泉村が合併し「児玉郡児玉町」の範囲が拡大しました。その後、昭和32年7月に両地区の間にあたる共和村が分村して、両市町へ編入されました。

その後、平成の大合併が進むなか、旧本庄市と旧児玉郡児玉町が平成18年1月10日に合併し、新「本庄市」が誕生しました。

2 本庄市の位置・面積・人口

本庄市は東京から80km圏、埼玉県西北に位置し、北は利根川をはさんで群馬県に接しています。地形は概ね平坦で安定した地盤を有していますが、南西部は陣見山などの500m級の山々が連なる山林地となっています。自然災害は少なく気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた都市です。



(1) 位 置	東経139度11分25秒 北緯36度14分36秒
(2) 面 積	89.69km ²
(3) 広 ぼ う	東西17.2km 南北17.3km
(4) 海 抜	最高593.6m 最低38.0m
(5) 人 口	78,989人(平成28年4月1日現在)
(6) 国勢調査人口	77,885人(平成27年10月1日)
(7) 世 帯 数	33,238世帯(平成28年4月1日現在)
(8) 市 制 施 行	平成18年1月10日

3 本庄市総合振興計画

まちづくりの基本理念

- 1 やすらぎのあるまちづくり(自然と心のふれあい、安全と安心の提供)
- 2 うるおいのあるまちづくり(地域の活性化と満足度の高いサービスの提供)
- 3 品格のあるまちづくり(人材育成と協働の推進)
- 4 活力のあるまちづくり(交流の継承と魅力の充実)

将来像

あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄

～世のため、^つ後のため～

政策大綱

健康福祉分野	子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまち
市民生活分野	市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち
教育文化分野	明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち
経済環境分野	地域の価値を高め、活発な産業活動が広がるまち
都市基盤分野	自然と人に優しく、多彩な交流が生まれるまち
行財政経営分野	満足度の高い行政サービスを効率的に提供するまち

4 非核平和都市宣言 (平成18年10月22日 告示第420号)

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。わが国は人類史上初めての被爆国であり、日本国民は広島・長崎の惨禍を再び繰り返さないよう訴えていく責務を自覚しなければならない。

私たち本庄市民は、美しい郷土を愛し、伝統と文化に恵まれたこの郷土が永久に栄えることを願い、非核三原則の完全実施を求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、本庄市が非核平和都市であることを宣言する。

5 議会関係

5 議会関係

(1) 歴代議長・副議長

議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	野田 貞之	平成18年 2月16日	平成19年 6月 4日
2代	林 富司	平成19年 6月 4日	平成20年 6月11日
3代	明堂 純子	平成20年 6月11日	平成21年 6月 2日
4代	堀口 勝司	平成21年 6月 2日	平成21年 7月10日
5代	早野 清	平成21年 7月31日	平成22年 2月 4日
6代	高橋 和美	平成22年 2月16日	平成23年 6月 6日
7代	木村 広二	平成23年 6月 6日	平成24年 3月21日
8代	青木 清志	平成24年 3月21日	平成25年 3月25日
9代	早野 清	平成25年 3月25日	平成26年 2月 4日
10代	飯塚 俊彦	平成26年 2月14日	平成27年 2月26日
11代	柿沼 光男	平成27年 2月26日	平成28年 2月25日
12代	岩崎 信裕	平成28年 2月25日	—

副議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	間 正 始	平成18年 2月17日	平成19年 6月 4日
2代	高橋 清一郎	平成19年 6月 4日	平成20年 6月11日
3代	中原 則雄	平成20年 6月11日	平成21年 6月 2日
4代	広瀬 伸一	平成21年 6月 2日	平成22年 2月 4日
5代	小林 猛	平成22年 2月16日	平成23年 6月 6日
6代	柿沼 光男	平成23年 6月 6日	平成24年 3月21日
7代	中原 則雄	平成24年 3月21日	平成25年 3月25日
8代	岩崎 信裕	平成25年 3月25日	平成26年 2月 4日
9代	粳田 平一郎	平成26年 2月14日	平成27年 2月26日
10代	田中 輝好	平成27年 2月26日	平成28年 2月25日
11代	小暮 ちえ子	平成28年 2月25日	—

(2) 議員

1) 議員定数

- 条例定数 22人
- 現員 21人
- 任期 平成26年2月5日 ～ 平成30年2月4日

2) 議員名簿

(平成28年8月1日現在)

番号	氏名	住所	電話番号	年齢	当選回数	所属会派
1	巴 高志	本庄市前原1丁目5番24号	22-2381	62	1	市議団未来
2	金子 喜美子	本庄市児玉町児玉164番地	72-2185	62	3	無会派
3	清水 静子	本庄市児玉町児玉1588番地6	72-6996	49	1	公明党
4	小暮 ちえ子	本庄市仁手212番地	24-0073	51	2	公明党

番号	氏名	住所	電話番号	年齢	当選回数	所属会派
5	堀口 伊代子	本庄市児玉町小平1546番地3	72-7601	49	2	市議団未来
6	富田 雅寿	本庄市千代田3丁目3番40号	24-3043	54	2	市議団 大地
7	粳田 平一郎	本庄市児玉町下浅見651番地	72-7131	65	2	市議団未来
8	清水 達夫	本庄市児玉町高柳320番地	72-2768	67	2	平政倶楽部
9	柿沼 光男	本庄市東台3丁目4番3号	21-1825	68	3	市議団未来
10	柿沼 綾子	本庄市栄2丁目3番27号	24-3508	63	3	無会派
11	広瀬 伸一	本庄市児玉町金屋1070番地1	72-8371	44	4	平政倶楽部
12	田中 輝好	本庄市児玉町秋山2720番地1	72-2489	50	4	市議団 大地
14	岩崎 信裕	本庄市緑3丁目5番12号	22-2301	68	4	市議団 大地
15	小林 猛	本庄市児玉町児玉1821番地	72-1448	67	5	平政倶楽部
16	町田 美津子	本庄市小島3丁目3番17号	23-0817	65	5	無会派
17	高橋 和美	本庄市見福2丁目12番12号	21-8228	67	5	市議団 大地
18	早野 清	本庄市児玉町八幡山313番地9	72-2620	67	7	市議団未来
19	明堂 純子	本庄市寿2丁目13番35号	21-0502	69	6	市議団未来
20	林 富司	本庄市久々字165番地	21-0063	79	6	平政倶楽部
21	青木 清志	本庄市小島2丁目4番8号	21-4674	69	8	平政倶楽部
22	山口 薫	本庄市本庄4丁目2番39号	21-7428	69	8	無会派

※ 「当選回数」は旧本庄市議会議員、旧児玉町議会議員及び本庄市議会議員の各選挙での当選回数を合計したものです。

3) 各委員会委員

(平成28年8月1日現在)

ア 常任委員会

委員会名	議員氏名				
総務常任委員会	金子喜美子 小林 猛	小暮ちえ子 明堂 純子	粳田平一郎	柿沼 綾子	田中 輝好
建設産業常任委員会	巴 高志 青木 清志	富田 雅寿 山口 薫	岩崎 信裕	早野 清	林 富司
厚生文教常任委員会	清水 静子 町田美津子	堀口伊代子 高橋 和美	清水 達夫	柿沼 光男	広瀬 伸一

イ 議会運営委員会

委員会名	議員氏名				
議会運営委員会	清水 静子 青木 清志	富田 雅寿	小林 猛	早野 清	明堂 純子

ウ 特別委員会

委員会名	議員氏名				
17号バイパス及び幹線道路整備対策特別委員会	巴 高志 高橋 和美	清水 静子 林 富司	堀口伊代子 青木 清志	富田 雅寿	粳田平一郎

4) 議会選出役職一覧表

(平成28年8月1日現在)

役職名	議員氏名
本庄市監査委員	高橋 和美
埼玉県都市競艇組合議会議員	岩崎 信裕
本庄上里学校給食組合議会議員	巴 高志 金子喜美子 清水 静子 堀口伊代子 富田 雅寿 柿沼 綾子 高橋 和美
児玉郡市広域市町村圏組合議会議員	柿沼 光男 田中 輝好 岩崎 信裕 小林 猛 早野 清 林 富司
図書委員会委員	巴 高志 清水 静子 清水 達夫 田中 輝好
広報広聴委員会委員	小暮ちえ子 堀口伊代子 富田 雅寿 榎田平一郎 広瀬 伸一 田中 輝好 小林 猛 明堂 純子 林 富司 青木 清志
行政改革審議会委員	青木 清志
交通政策協議会委員	林 富司
情報公開・個人情報保護審議会委員	巴 高志 山口 薫
消防審議会委員	富田 雅寿 小林 猛
民生委員推薦会委員	清水 達夫 柿沼 綾子
国民健康保険運営協議会委員	柿沼 光男 岩崎 信裕
在宅医療推進協議会委員	堀口伊代子
本庄市健康づくり推進総合計画審議会委員	堀口伊代子
老人福祉センターつきみ荘運営委員会委員	明堂 純子
介護保険運営協議会委員	清水 静子 堀口伊代子
児童福祉審議会委員	広瀬 伸一
環境審議会委員	巴 高志
廃棄物減量等推進審議会委員	小暮ちえ子
農業振興整備促進審議会委員	榎田平一郎 青木 清志
県道長瀬児玉線改修促進期成同盟会会員	堀口伊代子 田中 輝好
主要地方道秩父児玉線改修促進期成同盟会会員	堀口伊代子 清水 達夫
都市計画審議会委員	小暮ちえ子 榎田平一郎 岩崎 信裕 小林 猛 明堂 純子
青少年問題協議会委員	清水 静子 町田美津子
社会教育委員	金子喜美子 高橋 和美
公民館運営審議会委員	田中 輝好
スポーツ推進審議会委員	岩崎 信裕 早野 清
障害者福祉計画策定協議会委員	広瀬 伸一

(3) 会派別・政党別内訳

(平成28年8月1日現在)

会派別内訳

会派名	人数
市議団未来	6人
平政倶楽部	5人
市議団大地	4人
公明党	2人
無会派	4人
計	21人

政党別内訳

政党名	人数
公明党	2人
日本共産党	1人
無所属	18人
計	21人

(4) 年齢別議員数

(平成28年8月1日現在)

年齢階層	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	平均年齢 62.1歳 最年少議員 44歳 最高齢議員 79歳
人員	—	1人	5人	3人	11人	1人	

(5) 当選回数別議員数

(平成28年8月1日現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
人員	2人	5人	3人	3人	3人	2人	1人	2人	—	—

※旧本庄市議会議員、旧児玉町議会議員及び本庄市議会議員の各選挙での当選回数の合算

(6) 各委員会等

1) 常任委員会の名称・委員定数・所管

委員会名	定数	実数	所管
総務常任委員会	7	7	秘書広報課・企画課・産業開発室・財政課（工事検査に関する事項及び工事用の資材の検収に関する事項を除く）・情報システム課・行政管理課・課税課・収納課・債権回収対策室・市民活動推進課・危機管理課・市民課・総務課・市民福祉課市民税務係・会計課・議会事務局・監査委員事務局
建設産業常任委員会	7	7	財政課（工事検査に関する事項及び工事用の資材の検収に関する事項に限る）・環境推進課・商工観光課・農政課・建設課・都市計画課・建築開発課・営繕住宅課・市街地整備課・下水道課・環境産業課・農業委員会事務局・水道課
厚生文教常任委員会	8	7	地域福祉課・生活自立支援課・障害福祉課・子育て支援課・保険課・健康推進課・介護保険課・市民福祉課福祉係及び保険子育て係・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財保護課・体育課・図書館

2) 議会運営委員会

・委員10人以内（※議長・副議長はオブザーバーで出席）

3) 特別委員会

・17号バイパス及び幹線道路整備対策特別委員会（平成26年2月28日設置） 委員10人以内

4) 全員協議会

・毎月18日 定例会（※繰り下げ、繰り上げ有り）

(7) 会議状況

(平成27年)

区 分	会期 日数	審 議 案 件			議 決 状 況							
		市長 提出	議員 提出	計	可決	修正 可決	否決	認定	可決及 び認定	同意	承認	継続 審査
第1回定例会	26日	38		38	38							
第2回定例会	23日	13	2	15	11					1	3	
第3回定例会	24日	24	2	26	15					2		9
第4回定例会	24日	(9) 32	1	(9) 33	23			8	1	1		
計	97日	107	5	112	87	0	0	8	1	4	3	9

() は継続案件 (外書き)

(8) 議員報酬

(平成28年8月1日現在)

区 分	議 長	副 議 長	常任・議運委員長	議 員
金額(月額)	425,000 円	374,000 円	359,000 円	353,000 円

(9) 期末手当

(平成28年8月1日現在)

区 分	6月支給	12月支給	計
支給率	195/100	220/100	415/100

(10) 旅費及び費用弁償

(平成28年8月1日現在)

区 分	旅 費						議会・委員会 出席費用弁償
	運 賃	車 賃	日 当 (宿泊時又は 150km以上)	宿泊料	旅行雑費 (150km未満)	食卓料	
金 額	実費	37 円 / 1km	2,000 円	14,000 円	200 円	2,500 円	2,000 円

※旅行雑費については規則で定める地域にあつては支給しない。

(11) 政務活動費

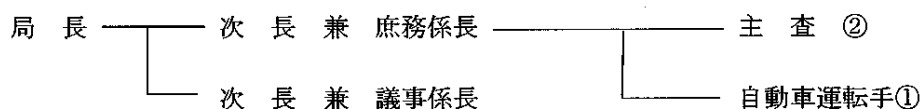
(平成28年8月1日現在)

交 付 額	年額 192,000 円
交 付 対 象	本庄市議会の議員の職にある者
交 付 方 法	年2回に分けて交付(4月及び10月)

(12) 議会事務局機構

(平成28年4月1日現在)

- 定数 8人 現員 6人 (男 5人・女 1人)
- 事務局組織図



(13) 市議会発行の刊行物

○会議録 (会議毎に原本2部)

会議名	調製費
平成27年第2回定例会	319,680 円
平成27年第3回定例会	291,600 円
平成27年第4回定例会	334,800 円
平成28年第1回定例会	1,004,400 円
計	1,950,480 円

○簡易会議録 (会議毎に15部)

区分	調製費
平成27年度分	97,200 円

○市議会だより (全戸配布32,000部)

発行日 (発行号数)	金額
平成27年 5月15日 (第39号)	314,496 円
平成27年 8月15日 (第40号)	314,496 円
平成27年11月15日 (第41号)	314,496 円
平成28年 2月15日 (第42号)	314,496 円
計	1,257,984 円

(14) 議会費当初予算

区分	年度	
	平成28年度	平成27年度
1 報 酬	90,370 千円	94,606 千円
2 給 料	26,586 千円	25,872 千円
3 職 員 手 当 等	51,911 千円	51,329 千円
4 共 済 費	50,116 千円	72,194 千円
5 災 害 補 償 費	1 千円	1 千円
8 報 償 費	300 千円	624 千円
9 旅 費	4,998 千円	5,253 千円
10 交 際 費	600 千円	600 千円
11 需 用 費	1,098 千円	1,067 千円
12 役 務 費	30 千円	30 千円
13 委 託 料	7,130 千円	6,239 千円
14 使用料及び賃借料	434 千円	434 千円
18 備 品 購 入 費	0 千円	0 千円
19 負担金補助及び交付金	5,105 千円	5,357 千円
合 計	238,679 千円	263,606 千円

(15) 議会関係例規（抜粋）

○ 本庄市議会基本条例（平成25年7月1日 条例第27号）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条—第6条）
 - 第3章 市民と議会の関係（第7条）
 - 第4章 議会と行政の関係（第8条—第11条）
 - 第5章 議員間の自由討議（第12条・第13条）
 - 第6章 委員会の活動（第14条）
 - 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第22条）
 - 第8章 議員の定数及び待遇並びに政務活動費（第23条—第25条）
 - 第9章 議員の政治倫理（第26条）
 - 第10章 最高規範性及び見直し手続き（第27条・第28条）
- 附則

本庄市議会は、地方自治の自主性及び自立性を高め、確固たる基盤の確立を目指し、以下の項目を決意する。

議会は、郷土の偉人総検校塙保己一の「世のため 後のため」という精神並びに郷土の文化及び伝統を尊重し、市民との相互理解に努め協働のまちづくりを目指すものである。

議会は、委ねられた責務がより良く遂行できるよう、民主的かつ効率的な運営を強化し、公正性及び透明性の確保を目指すものである。

議会は、市民の多様な意見を把握し、市民と共に歩む議会運営を目指すものである。

議会は、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちつつ、市民の代表機関として、市長その他執行機関の行う事務に係る監視機能及び立法機能並びに政策提言機能を十分に発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指すものである。

本庄市議会は、これらの決意の下に市民福祉の向上並びに議会機能の漸進的な強化及び充実に努めるため、ここに本庄市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である本庄市議会（以下「議会」という。）の地位、役割等を明らかにするとともに、議会及び本庄市議会議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって市民生活の向上、市勢の伸展及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の地位）

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市政の意思決定機関である。

（議会の役割）

第3条 議会は、条例の制定、予算の議決及び決算の認定を行う。

2 議会は、条例で定める事件の議決を行う。

3 議会は、市民本位の立場から市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価、政策立案並びに市長等に対する政策提言を行う。

4 議会は、この条例の目的を達成するため、議会が必要と認めた活動を行う。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

（1）公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民にとってわかりやすく、適正かつ効率的な議会運営に努めること。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

(1) 市民の代表として、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2) 自らの資質の向上に努め、市民の負託に応えるよう活動すること。

(3) 議会活動を最優先とすること。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

5 前各項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との協働)

第7条 議会は、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の趣旨にのっとり、保有する議会活動に関する情報の公開を図るものとする。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）を原則公開とする。

3 議会は、議会報告会を行うものとする。

4 議会は、市民の意向を議会活動に反映できるよう、重要な議員提出案件について意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。

5 議会は、委員会においては、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用して、審査の充実に努めるものとする。

6 議会は、請願の審議においては、請願の提案者の意見を聴く機会の確保に努めなければならない。

7 前各項の目的を達成するため必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑、質問及び答弁は、論点を明確にして行うものとする。

(2) 本会議に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(議会の審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、提案される政策、事業又は計画等（以下これらを「政策等」という。）について、審議の政策水準を高めるために、提案者に対し、次に掲げる事項について明らかにすることができる。

(1) 政策等の提案に至った経緯及び理由

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 市民参加の実施の有無及びその内容

(4) 関係法令との整合性

(5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

(議決事件)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

（政策提言）

第11条 議会は、政策立案機能の強化に努め、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。

第5章 議員間の自由討議

（議員間の自由討議）

第12条 議員は、個々の資質の向上を目指すため積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

（政策討論会）

第13条 議会は、市の最重要課題について共通認識を醸成し、問題点を明らかにするため、積極的に政策討論会を行うものとする。

2 政策討論会は、議員全員により構成し、議長が主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第6章 委員会の活動

（委員会の運営）

第14条 委員会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会の委員長は、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

3 委員会の副委員長は、常に問題意識を持って委員長を補佐しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第15条 議会は、市民の負託に応えるため、より一層の議員研修の充実強化に努めなければならない。

（議会事務局）

第16条 議会は、議会の政策形成能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

（議会図書室）

第17条 議会は、法第100条第19項の規定に基づき本庄市議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

2 議会は、図書室を適正に管理し、運営するとともに、議員の調査研究に資するため、その充実に努めるものとする。

3 図書室の管理に関し必要な事項は、別に定める。

（広報広聴の充実）

第18条 議会は、広報広聴機能を充実強化するため、本庄市議会広報広聴委員会（以下「広報広聴委員会」という。）を設置する。

2 議会は、議会活動を周知するため、様々な情報媒体を利用し、広報機能の充実に努めるものとする。

3 議会は、市民からの意見及び要望を取り上げるため、広聴機能の充実に努めるものとする。

4 広報広聴委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（専門的識見の活用）

第19条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度を積極的に活用するものとする。

（附属機関の設置）

第20条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

（他の議会との交流及び連携）

第21条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に、又は共同して、議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(予算の確保)

第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、その機能を充実するための活動に必要な予算の確保に努めるものとする。

第8章 議員の定数及び待遇並びに政務活動費

(議員定数)

第23条 議員の定数は、本庄市議会議員定数条例(平成19年本庄市条例第36号。以下「議員定数条例」という。)に定めるところによる。

2 議員は、議員定数条例を改正しようとするときは、改正理由を付して提出するものとする。

(議員報酬)

第24条 議員の議員報酬は、本庄市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年本庄市条例第43号。以下「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

2 議員は、議員報酬等条例を改正しようとするときは、改正理由を付して提出するものとする。

(政務活動費)

第25条 政務活動費は、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付するものとし、本庄市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年本庄市条例第6号)に定めるところによる。

2 議員は、政務活動費を適正に執行し、その交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を公開し、その用途の透明性を確保するものとする。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し行動するものとする。

2 政治倫理の規範は、本庄市議会議員政治倫理条例(平成25年本庄市条例第28号)に定めるところによる。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨を踏まえ議会に関する条例、規則等を制定しなければならない。

(見直し)

第28条 議会は、広く市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しを行う。

2 本庄市議会改選後、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

3 この条例の見直し手続きは、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

○ 本庄市議会議員政治倫理条例 (平成25年7月1日 条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、本庄市議会議員(以下「議員」という。)が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持し、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、常に市民全体の利益を擁護しなければならないが、いやしくも議員自身又は特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。

2 議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならない。

3 議員は、その行為が次条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持

たれたときは、誠実に当該疑惑の解明に当たるとともに、責任を明らかにしなければならない。
(倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、人格及び倫理の向上に努め、その品位を損なうような行為をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市が出資している法人及び補助金を交付している団体の請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇任及び異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入しないこと。
- (7) 地位を利用して金品を授受しないこと。

(市の工事等に関する遵守事項)

第4条 議員若しくはその配偶者又は議員若しくはその配偶者が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように、市、市が出資している法人等が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約(一時的な物品納入等を除く。)を辞退しなければならない。

2 議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業は、前項で規定する契約については、辞退するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員若しくはその配偶者がその経営方針に関与している企業
- (2) 議員若しくはその配偶者が報酬を定期的に受領している企業
- (3) 議員若しくはその配偶者が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

4 市の公の施設に係る指定管理者の指定については、第1項の規定に準ずるものとする。

(市民の審査請求権)

第5条 市民(審査を請求する日の直近において市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)は、議員に第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民100人以上の署名とともに議長に対し審査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査の請求を受けたときは、本庄市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、議員のうちから7人以内、学識経験者のうちから3人を議長が指名する。

4 審査会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。

5 審査会の委員の任期は、当該事案の審査結果を議長に報告した月の末日までとする。(審査会の審査)

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該事案の適否及び存否について審査を行うものとする。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象となる議員(以下、「審査対象議員」という。)に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を設けなければならない。

4 審査会は、審査請求をした者(以下「審査請求者」という。)から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たとき

は、これを非公開とすることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査会の審査結果)

第9条 審査会は、審査の付託を受けた日から90日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査会の審査結果の報告を受けたときは、審査結果を速やかに審査請求者及び審査対象議員に送付し、議会に報告し、公表しなければならない。

3 議会は、市民の信頼を回復するために、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

○ 本庄市議会の申し合わせ事項 (平成25年3月1日現在)

[会議関係]

- 1 本会議の提案理由及び議案内容の説明については、登壇し発言する。
- 2 本会議の質疑は、1回目は登壇し、2回目以降は自席にて発言する。ただし、答弁者はすべて登壇する。
- 3 委員長報告に関する発言は、すべて登壇する。
- 4 議員提出議案に関する発言は、すべて登壇する。
- 5 採決に関する討論は、すべて登壇する。
- 6 議員が発言しようとするときは、起立して「議長何番」と自己の議席番号を告げ、その他の者は「議長何々」と自己の職名を告げ、議長の許可を受ける。議長は「何番何々議員」と許可を与える。
- 7 会議における答弁資料の取り次ぎは、担当課長が行うものとする。
- 8 選挙に関する投票場所は、演壇とする。
- 9 テレビ放映は、本会議のみとする。
- 10 本会議に於ける手話通訳者の派遣については、児玉郡市手話通訳者派遣制度を利用し、傍聴者から要請があったときに派遣を依頼する。また、手話通訳者は、ケーブルテレビの放映には映らないように配慮する。
- 11 本会議の開会時刻は、午前10時とし、一般質問日は午前9時30分とする。本会議会期中の議会運営委員会及び全員協議会の開会時刻は、それぞれ本会議開会時刻の30分前及び10分前とする。ただし、随時行う議会運営委員会及び全員協議会は、この限りではない。なお、本会議閉会中の議会運営委員会及び全員協議会の開会時刻は、午前10時とする。
- 12 人事案件・専決処分案件並びに本庄市が加入する一部事務組合及び広域連合の規約変更等案件は、いずれも原則として、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決(即決)する。
- 13 一般質問通告書の提出期限は、会期第3日目の正午までとする。なお、会期第3日目が本市の休日に当たるときは、その翌日とする。また、一般質問通告書提出期日は、休会とする。
- 14 一般質問の初日は会派代表者質問とし、2日目は、会派代表者質問及び希望質問、3日目は希望質問とする。
- 15 一般質問の方式は、分割質問方式とする。
- 16 質問者は、1点目の大項目についての質問時のみ登壇し、1点目の大項目についての再質問以降は、質問席で質問する。ただし、答弁者はすべて登壇する。
- 17 一般質問の残時間表示を実施する。(代表質問60分・希望質問40分)
- 18 一般質問の記者発表については、質問通告期限終了後、記者に発表しても差し支えないものと

する。

- 19 一般質問等の資料は、議場で一切配付しないこととする。
- 20 自己（議員）の所属する委員会に付託となる内容の請願については、原則として、その請願の紹介議員にはならないものとする。
- 21 道路の舗装又は側溝の付設について、請願及び陳情を提出したい旨市民から照会があった場合は、その箇所についての年次別事業計画等を調査のうえ、年次別の計画を伝え請願及び陳情の提出を控えていただくような処置をする。ただし、当面、柔軟に対応する。
- 22 議会運営委員会の構成については、4人以下の会派は1名以内、5人以上8人以下の会派は2名以内、9人以上の会派は3名以内とする。なお、会派とは2人以上の構成を必要とする。（会派に属さない人は、オブザーバーとして出席することができる。）
- 23 常任委員会は、会期の始めから2年経過した直近の議会中に所属変更の審議をするものとする。
- 24 補欠の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 25 常任委員会審査に於いて、本会議での議案質疑と同じ内容の質疑は行わないこととする。
- 26 請願の常任委員会審査にあたって、審議過程で紹介議員に説明を求める必要があるときは、紹介議員は待機をすることとする。この場合において、紹介議員が同日開催の常任委員会に出席するときは、当該委員長間で協議し、委員会審査に支障のない方法を協議する。
- 27 会派の届出について、議員が会派（2人以上）を結成する場合は会派届、届出に変更を生じた場合は会派変更届、会派を解散した場合は会派解散届を速やかに議長に届け出ることとする。
- 28 議会開会中の全員協議会に於ける執行部諸報告は、本会議に関係あるもの又は緊急性があるもの以外については、本会議終了後に全員協議会を開催し、報告を受けることとする。

【議会選出委員】

- 29 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選出にあたっては、組合議員6名中、1名は議長があたるものとする。
- 30 埼玉県都市競艇組合議会議員の選出にあたっては、議長があたるものとする。
- 31 組織議会で選任された各種委員で、1年以内に任期満了となる者については、引き続き再任とする。なお、4年目の際の任期は、議員の任期満了日までとする。

【政務活動費】

- 32 本庄市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の別表の例示については、下記のとおりとする。

項目	内 容	例 示
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	交通費、宿泊費等
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器リース代等
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書等購入費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
広 報 費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために要する経費	広報誌、報告書印刷費、送料、会場費等
広 聴 費	議員が住民からの市政に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費	会場費、印刷費、茶菓子代等
人 件 費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	給料、報酬、賃金、手当等

事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器リース代等
------	------------------------------------	-----------------------------

- 33 本庄市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の例示については、下記のとおりとする。
- (1) 交際的な経費（慶弔、餞別、見舞金、名刺印刷代、電報代等）
 - (2) 政党本来の活動に属する経費（党費、大会賛助金、参加経費等）
- 34 本庄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第2項に規定するその他の証拠書類とは以下のものとする。
- (1) 研究研修費を経費として視察調査等を行った場合 全般的な活動成果を記載した視察報告書、視察行程表、交通費等明細書、研究会等開催通知の写し
 - (2) 調査旅費を経費として視察調査等を行った場合 全般的な活動成果を記載した視察報告書、視察行程表、交通費等明細書
 - (3) 資料作成費を経費として事務機器をリースした場合 賃貸借契約書の写し
 - (4) 資料購入費を経費として図書及び資料を購入した場合 図書名のわかるもの
 - (5) 広報費を経費として広報誌及び報告書を作成した場合 作成した広報誌等 1部
 - (6) 人件費を経費として給料等を支払った場合 給与明細書等の控えの写し（ただし、給与等の支払いは2親等以内を除くのものとする）
 - (7) 事務所費を経費として事務所の賃借、備品及び事務機器をリースした場合 賃貸借契約書の写し

【その他】

- 35 本庄市議会議員倶楽部規約第4条第2項の会費は、月額3,000円とする。
- 36 全員協議会室は禁煙とし、湯茶の接待はしないこととする。
- 37 議会活動に関わる議員の旧姓使用については、次に掲げる事項を除き、議長の承認を得て使用することができるものとする。
- (1) 履歴に関する届出書類
 - (2) 身分証明書
 - (3) 辞職願
 - (4) 給与・旅費・費用弁償・政務調査費の支給に関する書類
 - (5) 源泉徴収票の名義
 - (6) 叙位・叙勲の申請
 - (7) 在職証明書等各種証明書
 - (8) 市議会議員共済会に関する各種届出
 - (9) その他旧姓使用によって実務上の混乱を生じるおそれがあると議長が判断するもの
- 38 虚礼廃止について、花輪・年賀状・暑中見舞・新聞等の広告掲載については、行わないこととする。
- 39 全員協議会室・議場・委員会室に配布した資料は、会議終了後全て持ち帰ることとする。

6 市政關係

7 市政関係

(1) 歴代市長・副市長

市長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	吉田 信解	平成18年 2月 5日	平成22年 2月 4日
2代	吉田 信解	平成22年 2月 5日	平成26年 2月 4日
3代	吉田 信解	平成26年 2月 5日	—

副市長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	中沢 敏	平成18年 4月 1日	平成20年 3月31日
2代	田雑 隆昌	平成20年 4月 1日	平成23年 6月30日
3代	酒井 了	平成23年 7月 1日	平成26年 3月31日
4代	奥田 謁夫	平成26年 4月 1日	—

※平成19年3月31日までは助役

(2) 人口と世帯数の推移

(各4月1日現在)

年	区分	人口	(男)	(女)	世帯数
平成15年		82,931人	41,063人	41,868人	30,138世帯
平成16年		82,895人	41,047人	41,848人	30,624世帯
平成17年		82,577人	40,870人	41,707人	30,797世帯
平成18年		82,356人	40,827人	41,529人	31,142世帯
平成19年		82,354人	40,790人	41,564人	31,511世帯
平成20年		82,459人	40,920人	41,539人	32,167世帯
平成21年		82,326人	40,856人	41,470人	32,446世帯
平成22年		81,835人	40,658人	41,177人	32,576世帯
平成23年		81,307人	40,367人	40,940人	32,632世帯
平成24年		80,676人	40,016人	40,660人	32,676世帯
平成25年		80,099人	39,710人	40,389人	32,394世帯
平成26年		79,617人	39,519人	40,098人	32,603世帯
平成27年		79,246人	39,395人	39,851人	32,903世帯
平成28年		78,989人	39,261人	39,728人	33,238世帯

※1 数値は外国人を含む

(資料：市民課)

※2 平成15年～17年は、旧本庄市と旧児玉町の合算

(3) 平成28年度一般会計当初予算

1) 歳入款別

(単位:千円・%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増減額	増減率
1 市税	10,730,733	36.1	10,796,613	36.3	△ 65,880	△ 0.6
2 地方譲与税	266,000	0.9	271,000	0.9	△ 5,000	△ 1.8
3 利子割交付金	8,000	0.0	15,000	0.1	△ 7,000	△ 46.7
4 配当割交付金	60,000	0.2	37,000	0.1	23,000	62.2
5 株式等譲渡所得割交付金	3,000	0.0	3,000	0.0	0	0.0
6 地方消費税交付金	1,281,000	4.3	1,271,000	4.3	10,000	0.8
7 ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.1	40,000	0.1	0	0.0
8 自動車取得税交付金	58,000	0.2	58,000	0.2	0	0.0
9 地方特例交付金	41,000	0.1	41,000	0.1	0	0.0
10 地方交付税	3,850,000	13.0	3,694,000	12.4	156,000	4.2
11 交通安全対策特別交付金	17,000	0.1	16,000	0.1	1,000	6.3
12 分担金及び負担金	446,280	1.5	530,268	1.8	△ 83,988	△ 15.8
13 使用料及び手数料	223,316	0.8	223,146	0.7	170	0.1
14 国庫支出金	4,298,336	14.5	4,062,193	13.7	236,143	5.8
15 県支出金	1,911,063	6.4	1,962,054	6.6	△ 50,991	△ 2.6
16 財産収入	162,310	0.6	74,084	0.2	88,226	119.1
17 寄附金	10,200	0.0	7,120	0.0	3,080	43.3
18 繰入金	597,145	2.0	421,292	1.4	175,853	41.7
19 繰越金	679,000	2.3	582,000	2.0	97,000	16.7
20 諸収入	451,917	1.5	439,730	1.5	12,187	2.8
21 市債	4,579,700	15.4	5,195,500	17.5	△ 615,800	△ 11.9
歳 入 合 計	29,714,000	100.0	29,740,000	100.0	△ 26,000	△ 0.1

(資料:財政課)

2) 歳出款別

(単位:千円・%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	238,679	0.8	263,606	0.9	△ 24,927	△ 9.5
2 総務費	3,434,845	11.6	5,378,739	18.1	△ 1,943,894	△ 36.1
3 民生費	10,846,765	36.5	10,486,450	35.3	360,315	3.4
4 衛生費	3,104,660	10.4	1,836,768	6.2	1,267,892	69.0
5 労働費	80,807	0.3	88,810	0.3	△ 8,003	△ 9.0
6 農林水産業費	482,320	1.6	519,397	1.7	△ 37,077	△ 7.1
7 商工費	292,622	1.0	367,204	1.2	△ 74,582	△ 20.3
8 土木費	3,009,702	10.1	3,164,558	10.6	△ 154,856	△ 4.9
9 消防費	1,093,128	3.7	1,136,189	3.8	△ 43,061	△ 3.8
10 教育費	4,085,435	13.7	3,818,731	12.9	266,704	7.0
11 災害復旧費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
12 公債費	2,995,036	10.1	2,629,547	8.8	365,489	13.9
13 予備費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0
歳 出 合 計	29,714,000	100.0	29,740,000	100.0	△ 26,000	△ 0.1

(資料:財政課)

3) 歳入款項別内訳

(単位：千円)

款	項	金額
		10,730,733
1 市税	1 市民税	4,481,783
	2 固定資産税	4,758,543
	3 軽自動車税	181,480
	4 市たばこ税	640,393
	5 都市計画税	668,534
		266,000
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	78,000
	2 自動車重量譲与税	188,000
3 利子割交付金	1 利子割交付金	8,000
		8,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	60,000
		60,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
		3,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,281,000
		1,281,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
		40,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	58,000
		58,000
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	41,000
		41,000
10 地方交付税	1 地方交付税	3,850,000
		3,850,000
11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	17,000
		17,000
12 分担金及び負担金	1 分担金	446,280
	2 負担金	256
		446,024
13 使用料及び手数料	1 使用料	223,316
	2 手数料	183,963
		39,353
14 国庫支出金	1 国庫負担金	4,298,336
	2 国庫補助金	3,299,501
	3 委託金	983,674
		15,161
15 県支出金	1 県負担金	1,911,063
	2 県補助金	1,144,334
	3 委託金	610,001
		156,728
16 財産収入	1 財産運用収入	162,310
	2 財産売払収入	31,510
		130,800
17 寄附金	1 寄附金	10,200
		10,200
18 繰入金	1 特別会計繰入金	597,145
	2 基金繰入金	19,805
		577,340
19 繰越金	1 繰越金	679,000
		679,000
20 諸収入	1 延滞金・加算金及び過料	451,917
	2 市預金利子	14,400
	3 収益事業収入	660
	4 貸付金元利収入	50,000
	5 受託事業収入	146,777
	6 雑入	34,138
21 市債		205,942
	1 市債	4,579,700
		4,579,700
歳 入 合 計		29,714,000

(資料：財政課)

4) 歳出款項別内訳

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		238,679
	1 議会費	238,679
2 総務費		3,434,845
	1 総務管理費	2,635,133
	2 徴税費	486,064
	3 戸籍住民基本台帳費	219,333
	4 選挙費	27,468
	5 統計調査費	22,415
	6 監査委員費	44,432
3 民生費		10,846,765
	1 社会福祉費	4,450,993
	2 児童福祉費	4,945,437
	3 生活保護費	1,446,250
	4 災害救助費	4,085
4 衛生費		3,104,660
	1 保健衛生費	2,305,079
	2 清掃費	799,581
5 労働費		80,807
	1 労働費	80,807
6 農林水産業費		482,320
	1 農業費	482,188
	2 林業費	132
7 商工費		292,622
	1 商工費	292,622
8 土木費		3,009,702
	1 土木管理費	74,082
	2 道路橋梁費	1,237,640
	3 都市計画費	914,118
	4 下水道費	631,929
	5 住宅費	151,933
9 消防費		1,093,128
	1 消防費	1,093,128
10 教育費		4,085,435
	1 教育総務費	349,645
	2 小学校費	559,921
	3 中学校費	1,029,923
	4 幼稚園費	82,956
	5 社会教育費	1,358,599
	6 保健体育費	704,391
11 災害復旧費		1
	1 公共施設災害復旧費	1
12 公債費		2,995,036
	1 公債費	2,995,036
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		29,714,000

(資料：財政課)

5) 歳出性質別

(単位:千円・%)

区 分		平成28年度		平成27年度		比較増減		
		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率	
義務的経費	人 件 費	4,110,425	13.8	4,151,770	14.0	△ 41,345	△ 1.0	
	扶 助 費	7,237,449	24.4	6,865,869	23.1	371,580	5.4	
	公 債 費	2,995,036	10.1	2,629,547	8.8	365,489	13.9	
	計	14,342,910	48.3	13,647,186	45.9	695,724	5.1	
投資的経費	普通建設事業費	補 助	1,994,193	6.7	1,594,550	5.3	399,643	25.1
		単 独	3,737,143	12.6	2,938,871	9.9	798,272	27.2
		計	5,731,336	19.3	4,533,421	15.2	1,197,915	26.4
	災害復旧事業費	1	0.0	1	0.0	0	0.0	
	計	5,731,337	19.3	4,533,422	15.2	1,197,915	26.4	
その他の経費	物 件 費	3,072,836	10.3	3,130,732	10.5	△ 57,896	△ 1.8	
	維持補修費	216,937	0.7	170,148	0.6	46,789	27.5	
	補助費等	3,698,208	12.4	3,795,820	12.8	△ 97,612	△ 2.6	
	積 立 金	26,884	0.1	1,860,302	6.2	△ 1,833,418	△ 98.6	
	貸 付 金	152,900	0.5	154,900	0.5	△ 2,000	△ 1.3	
	繰 出 金	2,421,988	8.2	2,397,490	8.1	24,498	1.0	
	予 備 費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0	
	計	9,639,753	32.4	11,559,392	38.9	△ 1,919,639	△ 16.6	
合 計	29,714,000	100.0	29,740,000	100.0	△ 26,000	△ 0.1		

(資料:財政課)

6) 財源別分析

(単位:千円・%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 財 源	18,408,268	62.0	18,194,629	61.2	213,639	1.2
特 定 財 源	11,305,732	38.0	11,545,371	38.8	△ 239,639	△ 2.1
計	29,714,000	100.0	29,740,000	100.0	△ 26,000	△ 0.1

(単位:千円・%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
自 主 財 源	13,300,901	44.8	13,074,253	43.9	226,648	1.7
依 存 財 源	16,413,099	55.2	16,665,747	56.1	△ 252,648	△ 1.5
計	29,714,000	100.0	29,740,000	100.0	△ 26,000	△ 0.1

(資料:財政課)

(4) 平成28年度特別会計当初予算

(単位：千円・%)

会 計 名	平成28年度予算額	平成27年度予算額	比較増減	
			増減額	増減率
国民健康保険特別会計	9,858,555	10,231,074	△ 372,519	△ 3.6
住宅資金貸付事業特別会計	4,353	4,816	△ 463	△ 9.6
児玉南土地地区画整理事業特別会計	119,977	194,435	△ 74,458	△ 38.3
農業集落排水事業特別会計	670,148	599,312	70,836	11.8
介護保険特別会計	5,507,858	5,390,327	117,531	2.2
後期高齢者医療特別会計	766,338	710,196	56,142	7.9
合 計	16,927,229	17,130,160	△ 202,931	△ 1.2

(資料：財政課)

(5) 平成28年度企業会計当初予算

(単位：千円・%)

区 分	平成28年度予算額	平成27年度予算額	比較増減		
			増減額	増減率	
水道事業会計	収益の収入	1,603,797	1,613,332	△ 9,535	△ 0.6
	収益の支出	1,498,099	1,492,951	5,148	0.3
	資本の収入	355,988	103,588	252,400	243.7
	資本の支出	1,157,207	1,045,819	111,388	10.7
下水道事業会計	収益の収入	1,537,133	1,519,234	17,899	1.2
	収益の支出	1,520,543	1,505,928	14,615	1.0
	資本の収入	1,470,392	1,564,835	△ 94,443	△ 6.0
	資本の支出	1,496,870	1,593,927	△ 97,057	△ 6.1

(資料：財政課)

(6) 市長・副市長・教育長の給料

市長	890,000円	本庄市長等の給料及び期末手当の額の特例に関する条例による減額後の額	市長	801,000円
副市長	756,000円		副市長	718,200円
教育長	697,000円		教育長	662,150円

(資料：行政管理課)

(7) 職員条例定数及び職員数

(平成28年4月1日現在) (単位：人)

区 分	定 数	職員数
市長の事務部局の職員	475	449
議会の事務部局の職員	8	6
教育委員会の事務部局の職員	93	54 (2)
選挙管理委員会の事務部局の職員	6	(5)
監査委員の事務部局の職員	6	5
農業委員会の事務部局の職員	5	4 (1)
公平委員会の事務部局の職員	2	(2)
公営企業水道の職員	25	15
計	620	533

()は、併任職員数(外書き)

(資料：行政管理課)

(8) 課別職員実数

(平成28年4月1日現在) (単位：人)

所 属	一 般 職							現 業 職			合 計
	男		女		計		計	男	女	計	
	管理職	一般	管理職	一般	管理職	一般					
秘書広報課	2	3	2	2	4	5	9	1		1	10
企画課	5	5	1	3	6	8	14				14
産業開発室	2				2		2				2
財政課	3	9	1	3	4	12	16				16
情報システム課	3	3		1	3	4	7				7
○企画財政部 計	15	20	4	9	19	29	48	1		1	49
行政管理課	4	7		5	4	12	16				16
課税課	4	13		13	4	26	30				30
収納課	2	7		7	2	14	16				16
債権回収対策室	2	2			2	2	4				4
○総務部 計	12	29		25	12	54	66				66
市民活動推進課	4	5		2	4	7	11				11
危機管理課	3	4		1	3	5	8				8
市民課	1	7	2	12	3	19	22				22
○市民生活部 計	8	16	2	15	10	31	41				41
地域福祉課	4	4		2	4	6	10				10
生活自立支援課	3	7		5	3	12	15				15
障害福祉課	2	6	1	4	3	10	13				13
子育て支援課	2	5	1	8	3	13	16				16
・いづみ保育所			1	9	1	9	10	1	2	3	13
・久美塚保育所			1	7	1	7	8		1	1	9
・金屋保育所			1	3	1	3	4				4
・前原児童センター係				2		2	2				2

(単位：人)

所 属	一 般 職							現 業 職			合 計
	男		女		計		計	男	女	計	
	管理職	一般	管理職	一般	管理職	一般					
・日の出児童センター係		1		1		2	2				2
・児玉児童センター係				2		2	2				2
○福祉部 計	11	23	5	43	16	66	82		3	4	86
保険課	3	6	1	7	4	13	17				17
健康推進課	2	3	2	14	4	17	21				21
介護保険課	2	4	2	9	4	13	17				17
○保健部 計	7	13	5	30	12	43	55	1			55
環境推進課	4	6		2	4	8	12	3		3	15
商工観光課	2	4		3	2	7	9				9
農政課	2	6		3	2	9	11				11
○経済環境部 計	8	16		8	8	24	32	3		3	35
建設課	8	14		3	8	17	25				25
都市計画課	3	8		2	3	10	13				13
建築開発課	3	5		1	3	6	9				9
営繕住宅課	4	8		2	4	10	14				14
市街地整備課	2	3		2	2	5	7				7
○都市整備部 計	20	38		10	20	48	68				68
水道課	5	8		3	5	11	16				16
下水道課	3	11		2	3	13	16				16
○上下水道部 計	8	19		5	8	24	32				32
総務課	3	3		1	3	4	7				7
市民福祉課	1	6	2	7	3	13	16				16
環境産業課	3	6		1	3	7	10	2		2	12
○児玉総合支所 計	7	15	2	9	9	24	33	2		2	35
会計課		2	2	1	2	3	5				5
○その他の市長部局 計		2	2	1	2	3	5				5
教育総務課	4	2		1	4	3	7		1	1	8
学校教育課	5	1	2	2	7	3	10				10
生涯学習課	2	7	2	4	4	11	15				15
文化財保護課	4	3		2	4	5	9				9
体育課	3	3		1	3	4	7				7
図書館	1	4	1	2	2	6	8				8
○教育委員会 計	19	20	5	12	24	32	56		1	1	57
議会事務局	3	1		1	3	2	5	1		1	6
農業委員会	2	1		1	2	2	4				4
監査委員事務局	2	2		1	2	3	5				5
○その他の部局 計	7	4		3	7	7	14	1		1	15
総 計	122	215	25	170	147	385	532	8	4	12	544

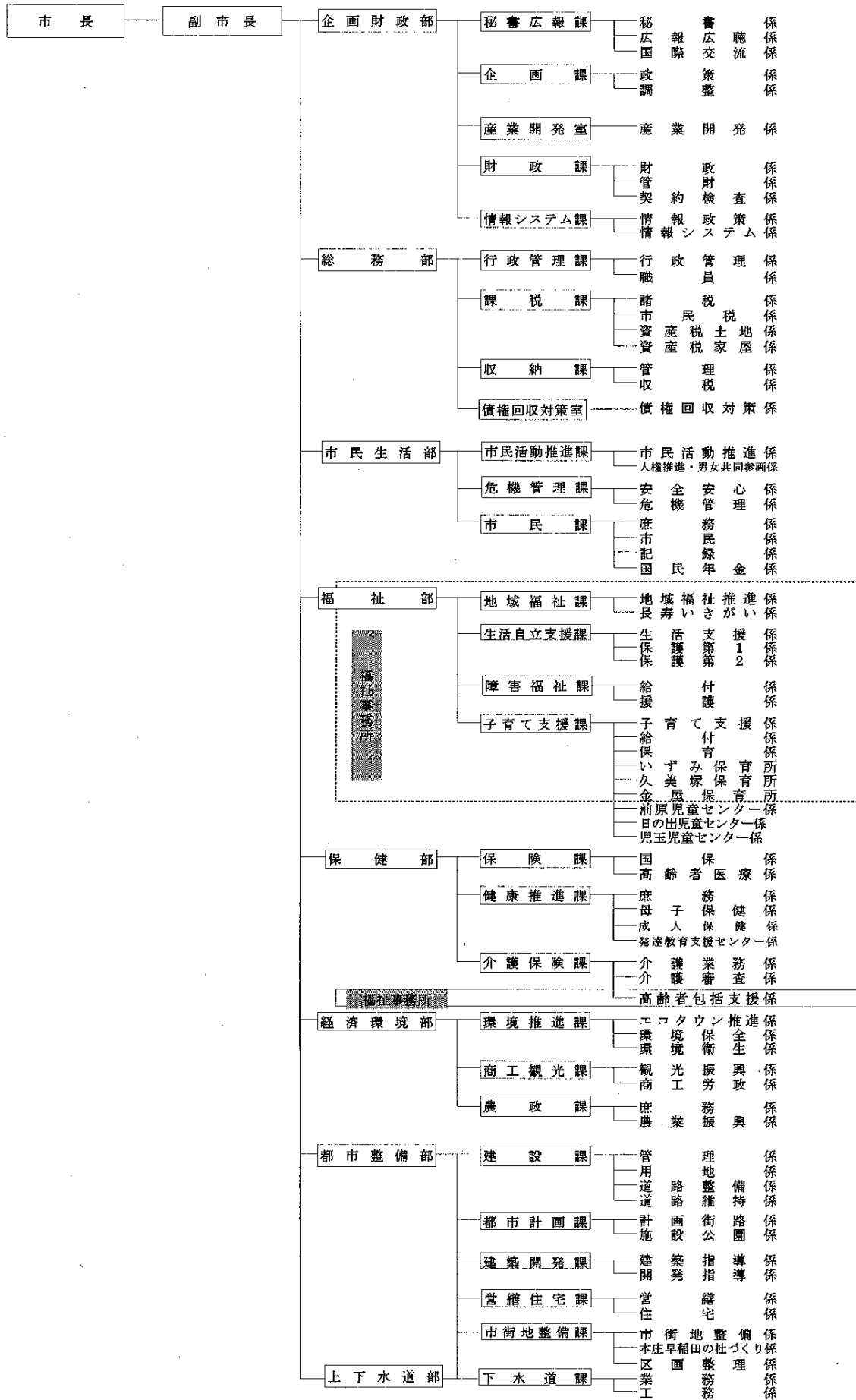
※1 「部局長」は管理担当課を含む。

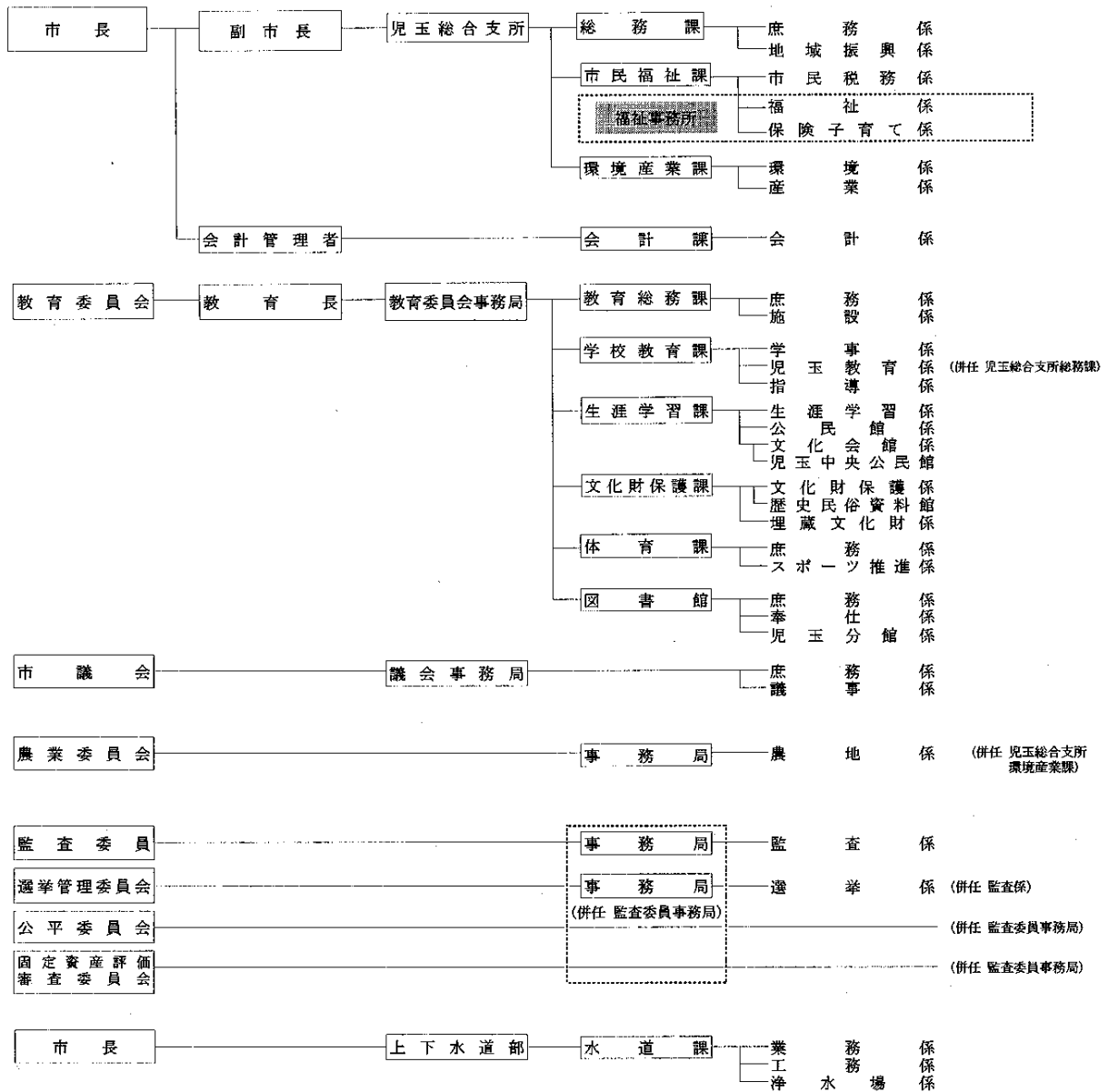
(資料：行政管理課)

※2 再任用短時間勤務職員及び行政実務研修職員を含む

(9) 行政組織図

(平成28年4月1日現在)





○ 組織機構

1 1部相当…8部2局1所
4 2課相当…3 6課3局2室1館
1 0 5係相当…1 0 2係3所

○ 市職員数

市長部局	462人
その他の部局	69人
市長部局から派遣	2人
計	533人

(資料：企画課)

本庄市政概要

【平成28年度】

平成28年8月1日 発行
編集発行 本庄市議会事務局

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号
電 話 0495-25-1111 (代表)
0495-25-1148 (直通)
F A X 0495-25-1192